

～手にとって さとの恵み～

資料1

平成21年度東海農政局行動重点8項目(案)

平成21年3月

東 海 農 政 局

【問い合わせ先】

東海農政局 : 企画調整室
担 当 者 : 室長補佐(基本計画推進)
電 話 : (代表)052-201-7271(内線2316)
F A X : 052-219-2673

<http://www.maff.go.jp/tokai/>

目次

○ 考 え 方	1 頁
○ 平成21年度東海農政局行動重点8項目(案)	2 頁
1&2 食の安全と消費者の信頼確保に対する取組の強化	3 頁
3 食料自給率の向上に向けた取組の強化(消費面)	4 頁
4 食料自給率の向上に向けた取組の強化(生産面)	5 頁
5&6 担い手の育成・確保と農業経営の体質の強化	6 頁
7 農山漁村の活性化への取組の強化(都市と農山漁村の共生・対流)	7 頁
8 農山漁村の活性化への取組の強化(生物多様性の保全・環境対策)	8 頁

－ 考 え 方 －

1. 現状・問題点・改善方向

東海農政局においては、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)の着実な推進を図るため、東海農政局行動計画(以下「行動計画」という。)を作成しているが、21年度行動計画を取りまとめていく過程において、以下、問題提起された。

- (1) 行動計画は、基本計画に沿い5年後を目標とした中期計画であり、その項目は、基本計画達成のため、農政局が行うべき業務を網羅したものとなっており、その全てに重点を置くと説明することは、難がある。
- (2) 一方、本省においても基本計画とは別に毎年度「新農政20XX」を作成し、また予算についても重点施策は毎年度変わっている状況にあり、東海農政局においても当該年度の予算、諸情勢等を踏まえた「平成〇〇年度に東海農政局が重点的に行う施策」があつて然るべきである。
また、現行の行動計画は、中期計画であるが故に、米の生産調整への取組や昨年原油価格高騰等の緊急的課題に対応できないという面があり、更に、各取組項目の構成が各部各課毎の「縦系列」の整理となっているため、国民目線に立って考えると分かりにくいものとなっている。
【補足】 行動計画の各項目は、各部課の所掌事務を軸としたいわゆる「縦割り」の整理となっており、複数の部課に跨る幅広の施策(ex.食料自給率の向上、農村の活性化)については、計画内の各所に分散記載されている。このため、内部資料としては、適当であるものの、外向け(一般向け)説明資料としては、使いにくい或いは理解困難な内容となっている。
- (3) このため、国民目線に立った分かりやすい施策の説明資料として、「平成〇〇年度に東海農政局が重点的に行う施策＝平成〇〇年度東海農政局行動重点〇項目(以下「行動重点項目」という。)」をとりまとめることとする。

2. 行動計画及び行動重点項目の考え方

- (1) 行動計画は、基本計画に沿い5年後を目標とした中期計画であり、その項目は、基本計画達成のため、農政局が行うべき業務全般を網羅したものの。
- (2) 行動重点項目は、単年度に特に力を入れて東海農政局が取り組む課題と対策を対外的に分かりやすく説明するものとし、行動計画、予算、社会経済情勢等に留意した時宜に適したものとする。
【補足】 動重点項目は、各部課の所掌事務を横断的に取りまとめたいわゆる「横の連携」を軸とした整理とし、一般の方にも解りやすい内容を心がけるものとする。

平成21年度東海農政局行動重点8項目(案)

＜ 食の安全と消費者の信頼確保に対する取組の強化 ＞

1. 食の安全確保のため、農業生産工程管理手法(GAP)及び危害分析・重要管理点(HACCP)の導入を推進するとともに、農薬・肥料・飼料の適正使用を徹底します。また、食の安全に関わる緊急事態に対し、迅速・的確に対応します。
2. 消費者の信頼確保に向けて、食品表示や牛トレーサビリティ制度の監視・指導を強化・徹底し、政府米の適正な流通を確保するほか、自主行動計画による食品企業のコンプライアンス徹底を図ります。

＜ 食料自給率の向上に向けた取組の強化 ＞

3. 食料消費面では、国内自給可能な米粉食品の普及・促進や米飯学校給食推進による米の消費拡大、社員食堂や学校給食における「地産地消」の推進、食事バランスガイドの活用による実践的な「食育」、国産農産物の情報提供の充実や食料自給率向上に向けた取組を強化します。
4. 農業生産面では、麦・大豆、米粉用米及び飼料用米の作付拡大による水田のフル活用と生産調整の実効性の確保を図ります。また、耕作放棄地再生利用緊急対策の推進による耕作放棄地の解消に取り組めます。

＜ 担い手の育成・確保と農業経営の体質の強化 ＞

5. 担い手の育成・確保のため、水田経営所得安定対策、認定農業者の育成、法人化の推進、新規就農者対策を推進します。また、農山漁村雇用対策の窓口設置により雇用情報を提供していきます。
6. 農業経営の体質強化のため、農業生産基盤整備と農地の集積を推進します。

＜ 農山漁村の活性化への取組の強化 ＞

7. 都市と農村の共生・対流や地域特産物の新商品化のため、農山漁村活性化プロジェクト、子ども農山漁村交流プロジェクト、農商工連携を推進します。
8. 農業・農村における環境・生物多様性保全のため、環境保全型農業、農地・水・環境保全向上対策、鳥獣害対策、平成22年に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けた取組を推進します。

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を含め、今後、国民との意見交換・聴取を積極的に行います。その際、「わかりやすさ」に重点をおいた説明を心がけます。

食の安全と消費者の信頼確保のための取組の強化

1. 食の安全確保のため、農業生産工程管理手法(GAP)及び危害分析・重要管理点(HACCP)の導入を推進するとともに、農薬・肥料・飼料の適正使用を徹底します。また、食の安全に関する緊急事態に対し、迅速・的確に対応します。
2. 消費者の信頼確保に向けて、食品表示や牛トレーサビリティ制度の監視・指導を強化・徹底し、政府米の適正な流通を確保するほか、自主行動計画等による食品企業のコンプライアンス徹底を図ります。

現状と課題

食の安全に対する消費者等の関心の高まり



農産物生産、食品製造における安全性の確保が重要

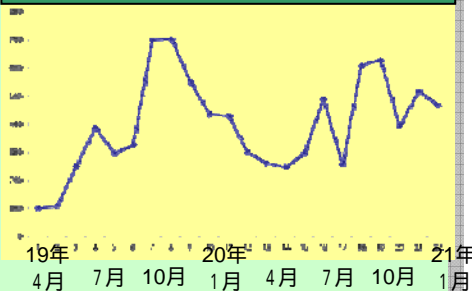
事故米穀の不正規流通事案の発生
食品の表示偽装が多発



二度と事故米を流通させないため、米流通に係る検査の厳格化等が必要

食品表示監視・指導の強化と食品企業のコンプライアンスの徹底が必要

食品表示110番への疑義情報の提供



取組

食の安全確保

農業生産工程管理手法(GAP)の導入推進

・ 導入状況調査を行い、導入の遅れている地区を中心に導入を推進するため現地調査・指導を実施

食品製造業におけるHACCPの導入推進

・ 食品の安全性をより高めるための優れた管理手法として注目されているHACCP手法を様々な機会を捉え普及・啓発

農薬・肥料・飼料の適正使用の徹底

・ 農薬、飼料、動物用医薬品等の使用実態調査、肥料・飼料規制に係る調査、有害物質の実態調査等を実施し、農業生産資材の適正使用等を推進



病害虫発生状況の確認

政府米の適正な流通確保

・ 政府所有米穀の流通に関するマニュアルに基づき、米穀加工事業者等への抜き打ち検査の実施

牛トレーサビリティ法に係る監視・指導

・ 関係機関との連携を図り、監視・指導を徹底



JAS法に基づく食品表示の監視・指導

・ 小売店舗等の日常的な巡回を実施し、食品表示110番への情報提供等に的確に対応するとともに、食品表示ウォッチャー等との連携を行い、不正表示に厳正に対処



食品表示ウォッチャーとの交流会

消費者の信頼確保

食品企業の努力

自主行動計画等による食品企業のコンプライアンス徹底

・ 食品業界に対し食品事故・事件の防止、各企業の体制確立を目指すこととし、各団体・各企業のコンプライアンスセミナー受講やセミナー実施を促す他、セミナーへの講師の派遣、信頼性向上自主行動計画の策定などを指導



コンプライアンスのセミナー

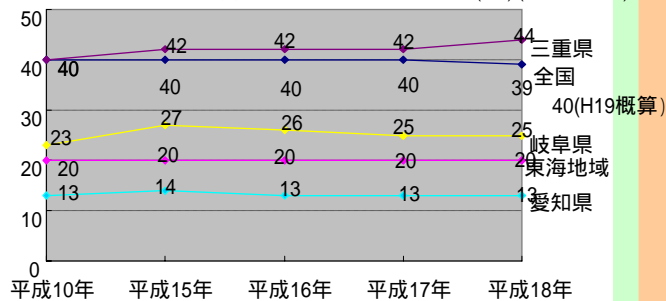
食の安全に関する緊急時の対応

食料自給率向上に向けた取組の強化（消費面）

3. 食料消費面では、国内自給可能な米粉食品の普及・促進や米飯学校給食推進による米の消費拡大、社員食堂や学校給食における「地産地消」の推進、食事バランスガイドの活用による実践的な「食育」、国産農産物の情報提供の充実や食料自給率向上に向けた取組を強化します。

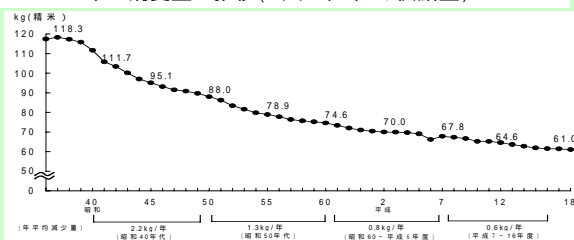
現状と課題

名古屋市を中心とした人口約1,100万人を抱える大消費地。東海地域の自給率は、全国平均の半分
東海地域の食料自給率の推移 (%) (カリベース)



国内自給可能な米の消費量の減少、国内生産が困難な飼料作物に依存する畜産物、油穀原料を使用する油脂類の消費量が増加

米の消費量の推移(1人1年当たり供給量)



食生活の乱れによる生活習慣病の増加

地産地消への関心の高まり

食料消費面の取組

(食料自給率向上への取組)

米の消費拡大

・米飯学校給食回数の増加、米粉食品の普及・促進

東海ごはんの日の実践

地産地消

・学校給食や社員食堂における地場農林水産物の活用の推進、地産地消仕事人の選定・活用、地産地消東海べんとうの実践

食育

・食事バランスガイドを活用した日本型食生活の普及
食料自給率の向上について情報発信

・東海版ミニ行動計画の推進

東海版ミニ行動計画(平成20年9月8日)

1. 地産地消を進めます。
2. ごはんの力を見直します。
3. 農業の担い手を応援します。
4. 消費者に安全・安心を届けます。
5. 食材のむだをなくします。

・フードバンクの推進

学校給食



米飯給食の回数(週当たり)

	H17	H19
岐阜県	3.1	3.1
愛知県	3.0	3.1
三重県	2.9	3.0
東海平均	3.0	3.1
全国平均	2.9	2.9

農産物直売所



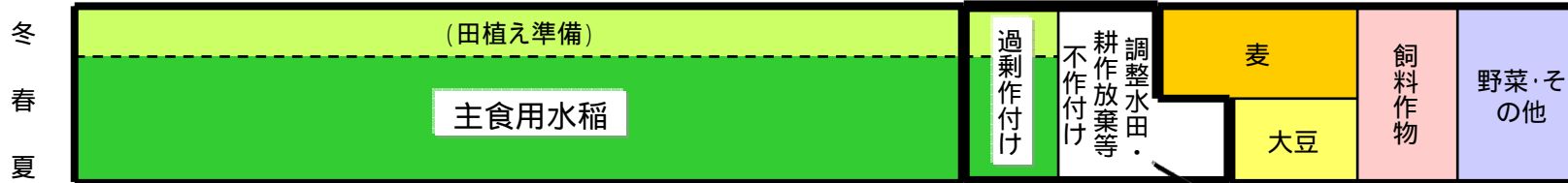
食事バランスガイド



食料自給率の向上に向けた取組の強化（生産面）

4. 農業生産面では、麦・大豆、米粉用米及び飼料用米の作付拡大による水田のフル活用と生産調整の実効性の確保を図ります。また、耕作放棄地再生利用緊急対策の推進による耕作放棄地の解消に取り組みます。

【水田の利用状況】（イメージ）



現状と課題

東海地域の水田面積は、13万9千ha（平成19年8月現在）

米の消費量は、年々減少し、主食用米は水田の約6割で生産可能な状況となっており、生産調整の確実な実行が求められている。

東海地域の水田は、水稻を中心に麦・大豆を取り入れた作付体系、野菜や飼料作物なども作付け

一方、生産調整の手法の一つとしての調整水田や耕作放棄地等の不作付地も多く存在しており、今後は、こういった水田においても国内自給率の低い麦、大豆に加え、近年、新たな取り組みとして普及しつつある家畜飼料としての稲発酵粗飼料(WCS)や飼料米、米粉用米等の作付けの拡大を進める必要

取組

麦・大豆、米粉用米及び飼料用米等、食料自給率の向上に貢献する作物を「戦略作物」として位置付け、「東海地域戦略作物生産拡大チーム」を結成し、水田のフル活用に向けた以下の取り組みを実施

- ・ 水田等有効活用対策、耕畜連携水田活用対策、耕作放棄地再生利用緊急対策等の支援対策の有効活用が図られるよう情報の提供
- ・ その際、各地域毎に、戦略作物の導入に向け、生産基盤、農地利用形態、経済的条件等の立地条件に応じた現場への説明・マネジメントを実施
- ・ 特に米粉用米や飼料用米等の新規需要米については、新たな取り組みとして普及し始めたばかりなので、産地と実需者との間のニーズ、価格等の情報提供を積極的に行うとともに、農山漁村活性化プロジェクト交付金や強い農業づくり交付金等を活用したハード面での支援も含め、生産者サイド、実需者サイドへの普及・定着を推進



飼料米給与



稲発酵粗飼料(WCS)



麦新品種の食味試験



東海産の大豆を使用した豆腐



米粉パン

担い手の育成・確保と農業経営の体質の強化

5. 担い手の育成・確保のため、水田経営所得安定対策、認定農業者の育成、法人化の推進、新規就農者対策を推進します。また、農山漁村雇用対策の窓口設置により雇用情報を提供していきます。

6. 農業経営の体質強化のため、農業生産基盤整備と農地の集積を推進します。

現状と課題

東海地域の農業就業者は、約22万人
うち、65歳以上が約6割

認定農業者は、1万人弱

集落営農組織は、財務基盤が脆弱

新規就農者は、近年300～350人/年



認定農業者や新規就農者の育成・確保

集落営農組織等の体質強化

東海地域の雇用情勢の悪化に対する
農林水産業における雇用の促進

農地の効率的な利用の促進

取組

土地利用型作物経営の安定化のための「水田経営所得安定対策」の着実な推進

- ・ 本制度の更なる周知と米政策等と一体的な推進。地域別課題に対応した個別指導の実施



・ 担い手の経営規模拡大、効率化

認定農業者の経営改善や集落営農組織の体質強化のため支援

- ・ 経営診断による経営改善や法人化支援、集落営農の発展段階に応じたきめ細かな支援のための担い手アクションサポート事業の活用促進



・ 経営相談・指導、農業教育・研修

新規就農促進のための農業教育・研修への支援

- ・ 農業者大学校、各県農業大学校等への支援及び就農希望者への就農支援資金による支援



・ 「農山漁村雇用相談窓口」の設置

農業法人等における雇用の促進

- ・ 新規就農者の雇用(実践研修)のための「農の雇用事業」の活用促進
- ・ 農山漁村雇用相談窓口設置による情報の提供

農業生産基盤の整備や面的な農地集積による経営の効率化・規模の拡大の推進

- ・ 農地確保・利用支援事業の活用促進により、農業生産基盤の整備や農地の面的集積のための体制整備及び面的集積に向けた取組を支援



・ 基盤整備及び農地の利用集積

農山漁村の活性化への取組の強化（都市と農山漁村の共生・対流）

7. 都市と農村の共生・対流や地域特産物の新商品化のため、農山漁村活性化プロジェクト、子ども農山漁村交流プロジェクト、農商工連携を推進します。

現状と課題

平成18年度において東海管内の都市的地域を除いた56市町村（H19年3月末時点）のうち、41市町村（73%）で人口が減少

農山漁村地域への二地域居住については、都市住民の38%が願望。年齢別では団塊の世代を含む50歳代が46%（H17年11月内閣府調査）

生鮮食品としての売上はあるが、付加価値の高い加工農林水産物の生産や十分な販路がない。

農林水産業、食品産業ともに盛んであるが、地域の農林水産物でなく原材料の多くが輸入

豊かな自然環境や新鮮な農産物、伝統文化などに触れ合うことができる都市と農山漁村との対流が重要

UJターン等による幅広い定住の促進や地域住民等との連携強化が重要

売れる農林水産物の生産と良質な原材料の安定確保、未利用生産物の利用促進が重要

優れたマーケティングで消費者ニーズにあう、高い加工技術等による高付加価値商品の開発と、高い販売手法による販路開拓が重要

地域における特色ある生産物のブランド化とブランド保護が重要

取組

都市と農山漁村の共生・対流の促進

都市と農山漁村との交流、定住化の促進

・農林漁業体験施設、直売施設、生活環境などの整備を支援するため、東海管内でH21年度までに47市町村で活性化計画を作成

子どもの宿泊体験や農業体験を行う受入モデル地域の整備

・現在のモデル地域は、郡上・田舎の学校（郡上市）、ふるさと体験飛騨高山（高山市）、島の旅社推進協議会（鳥羽市）で、さらにモデル地域を拡大

地域住民の多様な主体との連携強化による地域資源の保全・活用

・東海管内で農産物、伝統文化、農村景観などを保全・活用する16地区のモデル的な活動を支援

優れた取組として表彰された地区の普及・啓発

・「立ち上がる農山漁村」、「オーライニッポン表彰」、「美の里づくりコンクール」の推進



子ども農業体験



農村景観の保全

農林水産業と食品産業との連携強化

農商工連携の促進

・農林漁業者が中小企業者と連携して行う先進的な農商工連携の取組を支援（事業計画の認定）

・地域の幅広い食品産業、農林水産業の連携を促進し、流通業、外食産業、観光産業などのノウハウを活用して消費者ニーズに即した新商品開発・販路拡大等の取組を支援

国産原材料供給力の強化

・国産原材料の計画生産の促進、生産・流通体制の変革を目指す取組を支援

地域資源の活用と知的財産の保護

・技術・ノウハウの発掘活用、地域資源の再発見活用を促進。
・地域ブランドの創造・活用を図り、地域団体商標の取得などを促進



【三重県尾鷲市】

（尾鷲特産の甘夏みかんと、みえ尾鷲海洋深層海水の塩で作る体にやさしい「夏柑塩」シリーズの製造と販売）



【愛知県田原市】

（渥美半島産カンパリトマトを使用したフレッシュトマトカクテルの製造と販売）

農山漁村の活性化への取組の強化（生物多様性の保全・環境対策）

8. 農業・農村における環境・生物多様性保全のため、環境保全型農業、農地・水・環境保全向上対策、鳥獣害対策、平成22年に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けた取組を推進します。

現状と課題

不適切な農薬・肥料の使用
経済性や効率を優先した農地・水路の整備



[三面コンクリート張りの水路]

種の減少



[田んぼに集う生きもの]

野生鳥獣による農作物被害の増加(平成18年度
東海地域で11億4千万円)

生物多様性保全を重視した農村整備、生産基盤の
整備及び環境保全型農業や有機農業の推進
水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワ
ークの保全、推進

農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業
振興

希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくり
の推進

2010年10月11日～29日生物多様性条約第10回締
約国会議(COP10)の名古屋市での開催

取組

環境保全型農業、有機農業の推進



堆肥の散布による土づくり
で化学肥料を低減



合鴨農法

生物多様性を重視した農村整備、生産基盤
整備の推進



環境用水等新たな用水による「水
の回廊」の整備等

農地・水・環境保全向上対策



ため池の池干しによる外来魚駆除
田んぼの生きもの調査



野生鳥獣被害対策

